

# IMMEX企業 - IVA・IEPS認定制度の 改定について

**KPMG** in Mexico

2020年7月24日、企業認定スキーム制度(RECE)の1つであるIVA・IEPS認定制度の改定がなされ、従来から当該認定制度において企業に与えられていた「IVA還付迅速化」や「保税期間延長」といったその恩典のほとんどが削減されることになりました。その結果、同認定制度には「IVA・IEPS保税の恩典」のみが残り、今後は従来よりRECEにおいて物流セキュリティ・コンプライアンスに軸を置いて存在していたAEO(認可経済事業者)制度へそれ以外の恩典が集約される流れとなります。現在保有のIVA・IEPSの有効期限が切れるまで従来の恩典利用は可能であるため今回の改正後すぐの影響というわけではありませんが、今まで当該恩典を利用されてきた日系企業にとっては今回の改正が自社へ与える影響度を検討し必要に応じてその対策を行わなければいけません。本ニューズレターにおいて企業認定スキーム登録制度(IVA・IEPS認定制度、AEO制度)の改正内容について以下解説させていただきます。

# 目次

- 1. 企業認定スキーム登録制度(RECE)
- 2. IVA・IEPS認定制度の変更について
- 3. AEO (認可経済事業者) 制度

# 1. 企業認定スキーム登録制度(RECE)

企業認定スキーム登録制度(RECE)とは、メキシコ税務当局(SAT)の貿易監査総局 (Administración General de Auditoría de Comercio Exterior "AGACE") が貿易事 業者を特定し、認定企業に恩典を与える制度のことを言います。

対象となる認定制度は、以下の2つとなります。

- IVA・IEPS認定制度: 通関手続きの簡素化、罰則軽減の面においてAEOと重複して いる恩典もあるが、一時輸入におけるIVA・IEPSの保税が主目的
- 認可経済事業者(AEO)制度: 物流セキュリティのコンプライアンスを基準とし て与えられる認定制度であり通関手続きの簡素化・罰則の軽減が主目的

## 2. IVA・IEPS認定制度の変更について

DIMの概要は、以下のとおりとなります。なお、DIMはほとんどすべての日系企業にとっ て提出義務のある情報申告書になると思われます。

#### (1) 制度の概要

- IVA・IEPS認定制度とは、IMMEX等を活用した部品や原材料などの一時輸入 をする際において、認定企業に対して付加価値税(IVA)や生産サービス特 別税 (IEPS) の保税等の恩典を与える制度となります。2015年以降、IMMEX 等を利用した一時輸入を行う場合であっても、輸入IVA 16%の支払いが義務 付けられていますが、経済省からのIMMEX認定に加えてSATより当該認定を 別途受けることで(2STEP認定)一時輸入に係るIVA保税が可能となります。
- IVA・IEPS認定制度にはA、AA、AAAと3つのモダリティに区分されており、 AからAAAの順に取得のための要件が厳しくなる一方、恩典も多く与えられ ていました。各モダリティの有効期限もAが1年、AAが2年、AAAが3年と取 得が難しいモダリティにより長い有効期限が与えられています。

### (2) 今回の改正概要

今回の改定内容の概要については、以下のとおりとなります。

- 2020年7月24日に貿易に関する一般規則(SAT貿易細則)が改定され、IVA・ IEPS認定制度で従来与えられていた保税以外の恩典が大幅に削減されるこ ととなりました(削減される恩典については、下表参照)。
- 大きな改正点の1つとして、IVA・IEPS認定企業は当該税還付が早く行われる ことが各モダリティごとに制度化されていましたが、その恩典がすべて削除 されることによってIVA環付にかかる日数がより必要となる可能性が高く (IVA法上では40営業日と設定)今後の遅延を想定したうえで資金繰りを再 検討する必要が出てくる可能性があります。
- IMMEXを活用して輸入した一時輸入在庫の保税滞留期間が36ヵ月から 18ヵ月に短縮される、またAAAを保有する企業の場合は、バーチャル輸入調 達した部材の保税滞留期間が36ヵ月から6ヵ月に短縮されることになるため (AAA以外は従来から6ヵ月)、当該短縮の影響を確認し、IMMEX在庫管理を 改めて見直す必要があります。
- 今回の改定は、2020年7月27日からの施行ですが、現時点で有効な認定を持 つ企業については現行認定の有効期限までは引き続き従来の恩典を享受す ることができます(すなわち、次回更新時に恩典が消滅することとなります)。

一方、後述するAEO認定を持つIMMEX企業の場合は、今回削除された保税滞留期 間延長の恩典(すなわち36ヵ月の保税期間)を引き続き享受することができるこ とから、現在AEO認定を受けられていない企業は必要に応じてAEO認定を取得す るかどうかの検討を行うことが望まれます。

今回の改正により削除される恩典のまとめは以下のとおりです。ご覧のとおり今 回の改正でそのほとんどが取り消されることとなり、その結果、IVA・IEPS認定 制度は一時輸入IVAの保税の恩典のみが残るイメージとなり、言い換えますと AEO認定には今後も保税の恩典は与えられないため、当該認定はIVA保税恩典の ためだけに継続取得が必要な認証という位置付けになります。

モダリ ティ	主な恩典(改定前)	今回の改定で 取り消された 恩典	AEO認定 企業に与えら れる恩典
Α	一時輸入IVA・IEPS保税		
	一時輸入した部材の保税期間36ヵ月(バーチャル取引を除く)	<b>*</b>	<b>✓</b>
	20日以内のIVA還付	✓	
	特定部門(センシティブ品目)輸出入業者登録の即時認可	✓	
	特定部門(センシティブ品目)輸出入業者登録停止の猶予	✓	✓
	通関後のイレギュラー <sup>*</sup> の自発的修正機会の提供 (※)故意ではない違法状態のこと。 <b>SAT</b> に通知して <sup>60</sup> 日以内に修正申告すれば罰則を受けません。	~	
	一時輸入時における税関価格申告書、価格算定書の提出免除	<b>*</b>	<b>✓</b>
	通関監査プロセス(PAMA)開始後の貨物差押さえが60日猶予	✓	
	米国ラレド空港税関におけるメキシコ向け国際航空貨物の事前通関(自動車、電子、航空機産業のみ)		
	個別認識が必要な商品のシリアル番号記載義務免除(電気・電子産業、航空機メンテナンス請負)	✓	<b>✓</b>
	自動車部品メーカーと完成車メーカーの間の自動車部品保税転送手続の 簡素化		
АА	15日以内のIVA還付	✓	
	税務調査開始前のSATからの事前通知 (事業者の義務不履行をSATが発見した場合、税務調査を正式に開始する前に自発的な修正機会を与えるため、事業者に書面で通知する)	*	
	輸入申告書の修正を輸入後3ヵ月以内であればSATの許可なしで実施可能	✓	<b>~</b>
ААА	10日以内のIVA還付	✓	
	連結輸入申告書による月次一括申告が可能	✓	<b>✓</b>
	一時輸入時のシリアルNo.の不記載が可能	✓	✓
	自社での通関手続きが可能	~	
	V5オペレーション <sup>*</sup> (※)「V5」の申告コードを用い、IMMEX企業が保管する外国居住者が所有する一時輸入在庫を国内で非 IMMEX企業に移転する取引のことを言います。記録上はIMMEX企業が外国居住者に再輸出し、非IMMEX 企業が外国居住者から確定輸入したことになります。		~
	バーチャル一時輸入 $^*$ した部材の滞留期間の延長( $^6$ ヵ月 $^{ o}36$ ヵ月) ( $^*$ )バーチャル輸出入オペレーションとは、 $^{ extbf{IMMEX}}$ プログラムに登録した企業の間において、「 $^{ extbf{V1}}$ 」の申告コードを用い、一時輸入した部材やそれを活用して生産した製品を他の $^{ extbf{IMMEX}}$ 企業に $^{ extbf{IVA}}$ を転嫁することなく移転(販売)する取引のことを言います。	•	*

2020年度における改定内容の概要については、以下のとおりとなります。

- 2020年7月24日に貿易に関する一般規則(SAT貿易細則)が改定され、IVA・IEPS 認定制度で与えられていた保税以外の恩典が大きく削減されることとなりました (削減される恩典については、上表参照)。IVA・IEPS認定企業は認定を持たない企 業よりも還付が早く行われることが制度上認められていましたが、今後は当該恩 恵を受けることを期待できないため、今後の資金繰り計画を再検討する必要が出 てくる可能性があります。また、IMMEXを活用して輸入した一時輸入在庫の保税 滞留期間が36ヵ月から18ヵ月に短縮される、またAAAを保有する企業の場合は バーチャル輸入調達した部材の保税滞留期間が36ヵ月から6ヵ月に短縮されるこ とになるため、在庫管理方針についても見直しが必要となってくる可能性があり ます。
- なお、今回の改定は、2020年7月27日から施行されますが、現時点で有効な認定 を持つ企業については現行認定の有効期限までは引き続き従来の恩典を享受する ことができます(すなわち、次回更新時に恩典が消滅することとなります)。
- 後述するAEO認定を持つIMMEX企業は、今回削除された保税滞留期間延長の恩 典を引き続き受けることができることから、現在AEO認定を受けられていない企 業の皆様は、必要に応じてAEO認定を取得するか検討されることが望まれます。

# 3. AEO (認可経済事業者) 制度

#### 概要 (1)

AEO (認可経済事業者) 制度とは、税務や通関ルールの順守に加え、物流セキュリ ティのコンプライアンスが確保された事業者に対して通関上のさまざまな恩典(専 用通過レーンの利用、通関手続きの円滑化、行政手続きの簡素化・円滑化、時間外 通関・優先通関、開梱検査を伴わないX線やガンマ線を利用した機器を用いた貨物 検査等)を与える企業認定制度となります。

#### (2) 認定要件

AEOの認可を受けるためには、税務、通関、物流セキュリティという3分野におけ るコンプライアンスを遵守していることをSATから認められる必要があります。

少なくとも申請時点から起算して最低限3年間、対外貿易取引を行っていることが 求められ、その期間における納税義務の履行や適正な通関手続きの履行が検査さ れると共に、物流セキュリティに関して「企業プロフィール」と呼ばれるフォー マットに所定の項目に対する自己評価を記載の上、所定のAEO判定申請書に電子 媒体で添付する形で、AGACEに提出する必要があります。

AGCEからAEOの認定を受けるまでは、約半年ほどの期間が必要となります。

- AGACEは原則として、申請受理から100営業日以内に、AEOとして認可する かどうか判定します。
- AGACEの判定を受けた企業は、30営業日以内に、AGACEに年間登録料を納 めた上でAEO認可企業として正式な登録認可を申請します。
- AGACEは正式な登録認可申請受理後、原則として40営業日以内に認可登録を 行います。
- 認可の有効期間は1年で、有効期限の1ヵ月前までに更新を申請します。

#### 恩典 (3)

AEO認定企業に従来から与えられている主な恩典は以下のとおりとなります。な お、今回の改定によりAEO認定企業に与えられる恩典は上記IVA・IEPS認定制度か ら移行されてきた恩典が増えることになりましたが以前からの恩典についての変 更はありません。

- 専用物流通関レーン(Expressレーン)の利用
- 輸入申告書の部分的修正\*1
- 申告漏れや未申告の指摘を受けた際の修正申告
- V5オペレーションの実施\*2
- バーチャル―時輸入で調達した部材の滞留期間延長(6ヵ月→36ヵ月)<sup>※3</sup>

(※1) IVA・IEPS認定制度のAA・AAAに与えられていた恩典で、今回の改定によ り今後はAEO認定企業のみが受けられる恩典

(※2) IVA・IEPS認定制度のAAAに与えられていた恩典で、今回の改定により今後 はAEO認定企業のみが受けられる恩典

(※3) IVA・IEPS認定制度のAAAに与えられていた恩典で、今回の改定により今後 はAEO認定企業のみが受けられる恩典。今回の改正では新たに通常の保税在庫の 保税期間も36ヵ月まで可能となりました。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

### 本ニューズレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx) 佐々木 智之(tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭(satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニューズレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されており ますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニューズレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなさ れますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づ いて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人(KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバー ファーム)は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニューズレターの著作権は当法人に属し、本ニューズレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段に おいて複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2020 KPMG Cardenas Dosal, S.C., the Mexican member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.